

平成 28 年 8 月 1 日

企業会計基準委員会 御中

PwC あらた有限責任監査法人 品質管理本部
アカウントティング・サポート部

「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等の
公開草案に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 28 年 6 月 2 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 47 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下、本公開草案）について、コメントを表明する機会をいただきお礼申し上げます。

私どもの意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

本公開草案に付された個別の質問項目に対する私どもの意見について、以下に記載する。

質問項目

質問 1

リスク分担型企業年金の会計上の退職給付制度の分類、分類の再判定及び会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

再判定した結果、リスク分担型企業年金の会計上の分類が確定拠出制度から確定給付制度に変更となった場合の取扱いについて明確化することを前提に、本公開草案の提案に同意する。

【理由】

本公開草案は、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」等の取扱いを踏まえて、リスク分担型企業年金の会計処理を明らかにするという方針を取っており、まず制度の会計上の分類を判断し、次にその分類に見合った会計処理を行うという実務対応を支持できる。また、新たな労使合意に基づく規約の改訂があった場合に当該分類の再判定を要求している点についても支持する。

この取扱いにより、同じ法令に基づくリスク分担型企業年金であっても、個別の状況に応じて、会計上、確定拠出制度に分類されるケースと確定給付制度に分類されるケースに区別されることになり、再判定の結果、会計上の制度の分類が変更となる場合がありえる。しかしながら、再判定の結果、会計上の制度の分類に変更が生じた場合の会計処理については、本公開草案において言及されていない。その代わりに、本公開草案第 28 項（結論の背景）においては、退職給付制度間の移行に関する取扱いについて、今後のリスク分担型企業年金の普及状況等も勘案し、必要に応じて検討する旨の記載はある。しかしながら、再判定は本公開草案の要求事項であり、企業が当該制度の導入を判断する上でも有用であると考えられるため、再判定の結果、分類に変更が生じた場合の会計処理についても明確に定める必要があると考える。

たとえば、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金が、再判定の結果、確定給付制度に分類されるような場合には、再判定の前に認識していなかった退職給付債務を全額認識することが考えられる。

質問 2

退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当するという提案に同意しますか（退職給付制度の終了として、移行の時点で規約に定める各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上するため、当該特別掛金相当額の総額が移行前の退職給付に係る負債を上回る場合は、移行時に当該超過分に係る損失が生じることとなります。）。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

【理由】

本公開草案において、確定給付制度である退職給付制度から確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金への移行について、確定給付企業年金制度から確定拠出年金制度への移行と同様に、企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」における退職給付制度の「終了」に該当すると考えることは、従来の枠組みに沿って

会計処理を定めるという今回の実務対応の方針に従っており、適切なものとする。

また、確定給付制度から確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金への移行が、退職給付制度の終了に該当するならば、会計上、終了した制度に係る過去の勤務に対応する特別掛金相当額について将来にわたって遅延認識することは適切ではないと考えられるため、全額を未払金等として計上する提案に同意する。

質問3

退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。なお、規約にあらかじめ定められた各期の掛金の金額以外の追加の拠出があった場合には「追加の拠出の理由」等を開示することが有用であるとする。

【理由】

リスク分担型企業年金は、会計上、確定拠出制度に分類される場合であっても、掛金の構成が確定拠出年金とは異なっている。また、リスク対応掛金は、拠出方法が複数あり（弾力拠出を含む）、標準掛金のような平準的な拠出ではない方法を選択することができる。同様の拠出方法が選択できる特別掛金相当額については、会計上、終了した制度に係る過去の勤務に対応するものとして未払金等として計上されることとなる。他方、リスク対応掛金に係る支払債務は、負債計上が要求されていない。したがって、将来キャッシュ・フローの金額および発生時期の予測に資する有用な情報と考えられるため、制度の概要および退職給付費用の額の開示に追加して、翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額および当該掛金相当額の拠出に関する残存年数を注記する提案に同意する。

また、リスク分担型企業年金において規約にあらかじめ定められた各期の掛金の金額以外の何等かの追加の拠出を行う場合には、規約の変更が必要であり、会計上の分類について再判定が実施されるものとする。追加の拠出を行った場合は、「追加の拠出の理由」および、再判定の結果いずれの制度として会計上で分類されたかについて「再判定後の制度の分類」を開示することが次の観点から有用とする。

- 規約の変更などを伴う追加の拠出は例外的な事象であると考えられるため、当該追加の拠出に伴う再判定後の分類を明示することは、対象となった制度に係る会計処理への影響を明確にすることにつながり有用な情報であるとする。
- 追加の拠出に伴う将来キャッシュ・フローの予測の変更による影響に係る情報を提供するものとする。

質問4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

同一の確定給付企業年金制度においてリスク分担型企業年金と従来型の制度（財政再計算により掛金変動する確定給付企業年金制度）の両方を実施する場合には、会計上、リスク分担型企業年金と従来型の制度を別々の制度として取り扱い、それぞれの制度について会計上の分類に対応する会計処理をする必要があることを明記してはどうか。

【理由】

厚生労働省の資料(第17回社会保障審議会企業年金部会 平成28年4月28日 資料1)の31ページにおいては、一定の要件を充たした場合に、同一の確定給付企業年金制度においてリスク分担型企業年金と従来型の制度の両方を実施することが認められる旨の記載がある。このように同一の確定給付企業年金制度において異なる給付設計が含まれる場合には、会計上は単一の制度として取り扱うのではなく、異なる制度であると考えて、それぞれの制度の会計上の分類を検討し、当該分類に従った会計処理をすることが適切であると考ええる。

以 上